

監 第 2 5 号
平成 24 年 9 月 13 日

請求人 様

京都市監査委員 富 喜久夫
同 谷 口 弘 昌
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 24 年 8 月 13 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市が、平成 23 年度予算から 34 億 8,000 万円を補助金として交通局に対して支出している事実について、累積赤字が毎年増えており、赤字の企業に補助金を支出することは、不当な公金の支出に当たるとして、京都市営地下鉄を民営にするよう求めるものである。
- 2 上記 1 から、本件請求は、平成 23 年度における交通局に対する補助金（以下「本件補助金」という。）の支出をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）とするものであると解される。
- 3
 - (1) 住民監査請求をする際は、違法又は不当とする財務会計行為について、事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を添付しなければならないところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、事実証明書が添付されておらず、本件補助金が支出された事実の根拠が明らかではない。
 - (2) また、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない（法第 242 条第 2 項）。

本件補助金の支出については、上記(1)から、当該支出の事実及び時期が明らかにされておらず、当該支出があった日又は終わった日から 1 年を経

過した後に住民監査請求が提出されたかどうか判明しないが、当該期間を経過しているものを対象とする場合、上記の正当な理由を示す必要があるところ、当該理由が示されていない。

- 4 そこで、上記3(1)及び(2)の点について、請求人に補正を求めたところ、請求人は、何ら補正を行っておらず、本件補助金が支出された事実の根拠が示されていない。

また、当該事実の根拠が示されていないことから、上記3(2)の正当な理由の有無について、判断する意義は認められない。

- 5 以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。